

申請日： 年 月 日

【健保承認欄】

常務理事	事務長	課長	担当

マイナ保険証(マイナンバーカード)を 利用すれば申請不要です

健康保険 限度額適用認定証交付申請書

以下の通り確認しましたので、健康保険限度額適用認定証の交付を申請します。

- ・マイナ保険証を利用されている方(資格確認書をお持ちでない方)には、認定証は発行されません。
- ・資格確認書をお持ちの方には認定証を発行します。

※1 記号と番号が不明な場合は国のマイナポータルより確認してください。

◎記入に関しては裏面の留意事項をご確認のうえ、太枠内をご記入下さい。

記号 — 番号 ※1	事業所名		標準報酬月額
			千円
被保険者	フリガナ		生年月日
	氏名		昭和 平成 年 月 日
	住所 電話番号	〒 — TEL ()	
認定証交付対象者 (被保険者の場合は記入の 必要はありません)	フリガナ		生年月日
	氏名		昭和 平成 令和 年 月 日
	続柄	性別 男 ・ 女	※個人宛の送付は 行っておりません
受取方法	事業所経由 ・ 健保窓口		
マイナ保険証を持っていますか	持っている ・ 持っていない		
申請理由 (マイナ保険証をお持ちの方は 申請の必要はありません)			
認定証交付開始年月 (必ずご記入下さい)	令和 年 月 日 ~ 令和 年 8月 31日		

認定証交付開始年月以降 最初の8月31日が有効期限

受付日付印

処理結果	
発効月日	令和 年 月 日
有効期限	令和 年 8月 31日
適用区分	ア・イ・ウ・エ

【限度額適用認定証の申請における留意事項】

- 1 限度額適用認定証の交付対象者は入院・外来診療中又は入院・外来診療の予定のある方に限ります。
- 2 限度額適用認定証の交付開始年月は、厚生労働省の通達により「発行年月日欄には、申請のあった日の属する月の初日を記載すること」と定められているため、前月に遡っての発行は原則できません。
- 3 自己負担限度額区分の基礎となる標準報酬月額が毎年9月に決定されるため、限度額適用認定証有効期限を8月31日としています。引き続き認定証が必要な方は、再度、申請を行ってください。
マイナ保険証の利用登録をすると限度額適用認定証の発行が不要です。
- 4 被保険者又は被扶養者が下記の事由に該当した際は認定証を返納してください。
 - ① 被保険者が資格を喪失したとき。
 - ② 認定証交付対象者である被扶養者が資格を喪失したとき。
 - ③ 認定証の有効期限に達したとき。
 - ④ 被保険者が所得の変動等に伴い適用区分欄に表示された区分に該当しなくなったとき。
 - ⑤ 被保険者の記号・番号が変更になったとき。
 - ⑥ 認定証交付対象者が後期高齢者医療制度の対象者となったとき。
- 5 業務災害以外の病気やケガで治療を受ける場合に適用となります。仕事や通勤途中で発生した傷病には使用できません。